

ガソリン給油用カード発行業務に係る企画提案競技の
質問に対する回答

(令和4年12月6日公表)

No	資料の種類	該当ページ	質問内容	回答
1	【様式第2号】ガソリン給油用カード発行業務に係る企画提案競技企画提案参加申請書	1	企画提案参加に関する質問提示・手続き・書類などを提示する担当者の所属会社がカード発行会社(=契約書の締結会社)と一致しない場合、別途手続きが必要でしょうか？(例:代理参加の委任状などの提示)	左記の場合、カード発行会社を委任者、企画提案参加に関する質問提示・手続き・書類などを提示する担当者を委任者とし、委任状を提出してください。なお、委任状は、別途、ホームページの『質問事項への回答』に掲載の参考様式をご確認ください。
2	【様式第3号】会社概要	1	企画提案参加に関する質問提示・手続き・書類などを提示する担当者の所属会社とカード発行会社(=契約書の締結会社)が一致しない場合、会社概要はどちらの会社の会社概要を記載すればよろしいでしょうか。	左記の場合、カード発行会社の会社概要をご記載ください。
3	【様式第3号】会社概要	1	書式の最後に「この用紙とは別に、会社概要のわかるパンフレット等及び直近3年間の決算書類を添付すること。」と記載がございますが、パンフレットがない場合は下記の書類で代替可能でしょうか。 例:会社謄本、商品チラシ、個別作成による会社案内、親会社グループパンフレット。	左記の場合、商品チラシ及び個別作成による会社案内をご提出ください。
4	【様式第3号】会社概要	1	親会社決算書はグループ連結の決算書類で宜しいでしょうか。弊社は子会社である為、決算資料を個別非開示決算書類となります。会社法第2条第3号に基づく親会社決算書類3期分(プライム上場)の提示でよろしいでしょうか。	グループ連結の親会社の決算書3期分の提出をお願いします。
5	【様式第4号】「類似業務の受託実績表」	1	官公庁案件のご提示とさせていただきます、「契約相手方名」「担当者名」等相手方を特定できる項目を伏せてのご提示でも受領いただけますでしょうか。	受領いたします。 ご提示いただかない項目については、当該記入欄に、「提示不可」等の記載をしてください。
6	【様式第5号】業務実施体制表	1	実務担当者の個人情報の開示と理解して宜しいでしょうか？その場合、個人情報の取扱いに関するお考えをお教えます。	個人情報の提供をお願いしております。 本企画提案競技にてご提案いただくガソリン給油用カード発行業務は、業務仕様書の5及び7に示すとおり、約3,200枚のカードを一括で発行いただくことや、業務仕様書の4に示すとおり、提供を受けたガソリン等の代金を、給油した日の属する年度の予算で、その翌年度の5月末日までに支払いを完了させる必要がございます。そのため、ご提案いただく内容の履行を担保する情報として、ほか自治体様との契約に基づく、実務担当者の方の履行実績を確認させていただくものです。なお、ご提案いただく情報は、本企画提案競技及び契約先候補者との協議、契約締結でのみ利用させていただきます。また、保存年限は5年間で、本企画提案競技に対して情報開示請求がなされた場合も、不開示情報として取り扱います。
7	【様式第5号】業務実施体制表	1	担当窓口の者が実務担当者として記入すると考えていますが、実務担当者が契約会社社員ではなく、親会社社員でも問題ないでしょうか？(契約先:子会社、業務実施窓口:親会社社員)	実務責任者が、本企画提案競技、及び本企画提案競技に基づく契約に関する一切の件を委任された担当者と一致する場合は、問題ありません。
8	【様式第5号】業務実施体制表	1	経歴については、どのような内容で宜しいでしょうか？(例:担当者の業務異動歴の記入等)	官公庁との契約に基づき、カード発行に係る業務に従事した件数・年数等をご記載ください。 【記載例】 2010年4月 法人営業担当 埼玉県内 10市 ガソリン給油用カード発行に係る業務を担当 経験年数 12年

ガソリン給油用カード発行業務に係る企画提案競技の
質問に対する回答

(令和4年12月6日公表)

No	資料の種類	該当ページ	質問内容	回答
9	ガソリン給油用カード発行業務仕様書	1	1ページ目に請求について下記の記載がございます。 「令和5年3月に提供を受けたガソリン等の代金については、令和5年5月末日までに支払を完了する必要がある。したがって、提案しようとするガソリン給油カードのシステムが、この制度に対応できること。」 →給油請求では一定の割合で遅れ請求(給油月より一か月遅れ、二か月遅れ)がございます。 その場合は、仕様書に記載している上記の内容で対応しないとイケないでしょうか？	業務仕様書の3及び4に示すとおり、代金の支払いは給油した日の属する年度の予算から翌年度の5月末日までに支払う必要があり、請求日から支払いまでの期間は、15日以上空ける必要があります。 そのため、例えば、令和5年3月に利用したガソリン代等の代金の支払いの請求は、令和5年5月15日までに請求していただく必要がございます。
10	ガソリン給油用カード発行業務仕様書	1	請求書の仕様について、弊社の書式でも宜しいでしょうか？	請求書に指定様式はございません。 ただし、請求書の発行にあたっては、業務仕様書の3及び4に示すとおり、県が指定する機関ごとに請求書を発行していただくこと、また、請求内容が月を跨ぐ場合は、3月利用分と4月利用分の請求書を分けて発行していただく必要がございます。
11	評価項目一覧	1	評価項目一覧 2「利便性について」⇒「(6)ガソリン給油用カード及びETCカードの発行手続について」に「名義の変更」の記載がございますが、名義変更=所有者変更と理解して宜しいでしょうか？ もし名義変更の具体的な事例がございましたら、詳細をお教え願います。	当該項目の名義の変更とは、カード記載の車両番号、もしくは課所名を変更していただくことを指します。 所有者(課所名)の変更に限りません。 本企画提案募集においては、カードの発行にあたり、自動車毎に、カードの名義を『車両番号』、もしくは『課所名』により発行することをお願いしております。 ※業務仕様書の3 そのため、車両の入れ替えや、車両の保有課所に変更が生じた場合にその名義を変更する必要がございます。 【事例】 車両の入れ替え 「大宮○○○ふ1234」の車両から「大宮○○○ふ5678」に入れ替え場合は、カード名義「1234」から「5678」へ変更する。